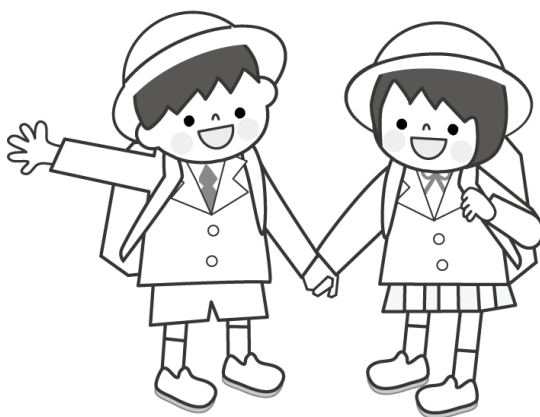
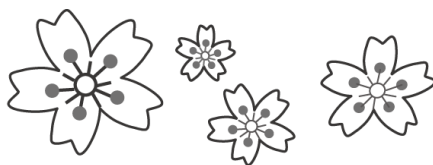


入学のしおり

本校の教育目標

- やさしく
- かしこく
- たくましく



新一年生入学説明会

2024年2月6日(火)

町田市立鶴川第一小学校

町田市野津田町1290

TEL 042-735-1234

令和6年2月6日

新1年生保護者様

ようこそ鶴川第一小学校へ

校長 小林 繁

立春を迎え、保護者の皆様におかれましては、ご健勝にお過ごしのことと存じます。

お子様も、4月からの小学校入学を前にして、期待に胸をふくらませていることでしょう。

本校は、明治41年に鶴川尋常高等小学校として開校し、この4月で117年目を迎える歴史と伝統のある学校です。平成26年からの改築・改修工事は令和2年に完了し、新しい校舎・体育館・校庭の学習環境が整えられています。

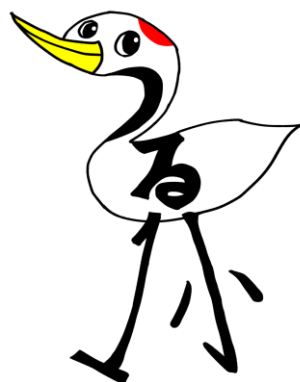
令和6年度の新一年生は、現在95名であり、3学級となる予定です。また、全校児童は659名、21学級の予定です。

教育目標は、「やさしく」「かしこく」「たくましく」です。その目標を目指し、保護者の皆様・地域の皆様と連携を深め、教育活動の充実を図ってまいりたいと思っております。

小学校に入学すると、お子様は、これまで以上に大きな集団の中で生活することになります。保護者の皆様には、期待もあり不安もあることでしょう。お子様の入学を、将来の自立への第一歩ととらえ、その歩みをしっかりと見守っていただければと思います。友達との関わりや、新たな体験がお子様をさらに大きく成長させてくれることと思います。

保護者の皆様におかれましても本校での出会いを大切に、子どもたちを共に育て見守る輪を広げてくださることを期待しております。

あと2ヶ月あまりでお子様の小学校生活がスタートすることになります。現在、学校でも準備を着々と進めております。改めまして、お子様のご入学を教職員一同心待ちにしております。どうぞよろしくお願いいたします。



つるいっちゃん

第1回つるーゆるキャラグランプリ(2020年)

本校卒業生 田沢 ^{うらら}麗さんデザイン

1. 入学式のご案内

(1) 日にち 2024年4月8日(月)

(2) 場所 体育館

(3) 受付 場所・・・1年昇降口(正門入ってすぐの昇降口)前
時間・・・午前9時40分～10時15分

- ・時間厳守をお願いします。
- ・必ず受付を通り、クラス別名札を受け取ってください。
- ・受付後、保護者は体育館へお入りください。

(4) 持ち物 児童・・・上履き、上履き袋、ランドセル
保護者・・・上履き、下足袋、就学通知書、書類等を入れる手提げ

(5) 受付で提出していただくもの **就学通知書**

(6) 入学式当日の流れ

9:40～10:15	受付(学級編成名簿・名札)
10:30～10:50	入学式
11:00～	各教室で学級指導 体育館で記念撮影(クラス別、保護者も一緒) 教室にて、教科書・学用品・書類の配布等
11:50ごろ	下校予定

※当日欠席の場合は、必ず学校へご連絡ください。(☎042-735-1234)

※予定が変更されることがあります。変更が生じた場合は、学校ホームページのトップページにてお知らせしますので、時々ご確認ください。

2. 学用品などの準備

(1) 入学式でお渡しするもの

① 教科書・・・無償配布

② 学校で一括購入する予定のもの

ノート（国語、算数、自由帳、連絡帳） 連絡袋

道具箱 たんけんバック 算数ブロック 歌はともだち（歌集）

(2) 入学前にご家庭で準備していただくもの

— 学用品は基本的にシンプルで使いやすいものをご準備ください。—

- ・ランドセル（背負えるもの）
 - ・筆箱（箱型で開けやすく、かさばらないシンプルなもの）
 - ・鉛筆（2Bを5本、赤1本）
 - ・消しゴム（白くて、においつきではなく、よく消えるもの）
 - ・名前ペン
 - ・ものさし（15センチ程度で筆箱に入るもの、透明でシンプルなもの、折りたたみではないもの）
 - ・下じき（シンプルなもの）

 - ・ハサミ
 - ・のり（カップ式のでんぷんのり）
 - ・スティックのり（シンプルなもの）
 - ・クレパス（16色）
 - ・クーピー（12色）
 - ・粘土、粘土板（購入希望の方は、同封の購入袋にて4月9日に提出してください。）
- *ハサミ、のり、粘土、粘土板は、幼稚園・保育園等で使っていたものでも結構です。
- ・上ばき
 - ・上ばき袋
 - ・体育着
 - ・上：白半そで（かぶりでファスナーなし）
 - ・下：紺の短パン（伸縮性があるもの）
 - ・帽子：紅白つばあり帽
 - ・体育着袋（ひもが長すぎないように）※右図参照
- *上ばき・体育着等の販売店は、右記を参考にしてください。（指定ではありません。）
- ・防災頭巾とカバー

 - ・ランチョンマット、手拭き用ミニタオル、給食袋 ※17ページ参照
 - ・エプロン、給食帽子、マスク、給食当番袋

 - ・手さげ袋（40cm×30cm以上）

☆持ち物には、すべて ひらがなで名前を書いてください。

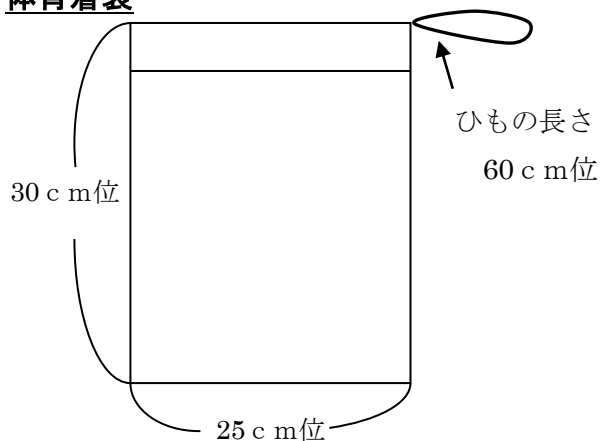
<体育着を扱っているお店>

- ・ たちかわ洋品店・・・鶴川駅 太刀川ビル1階 パチンコ店となり
(735-3405)
- ・ 中溝洋品店・・・・鶴川駅 セブンイレブンとなり
(735-5637)

学校指定のものは特にありません。
白の丸首シャツ、紺の短パン、白の上履きで
あれば、どこでそろえても構いません。

<体育着袋 手さげ 上履き袋の見本>

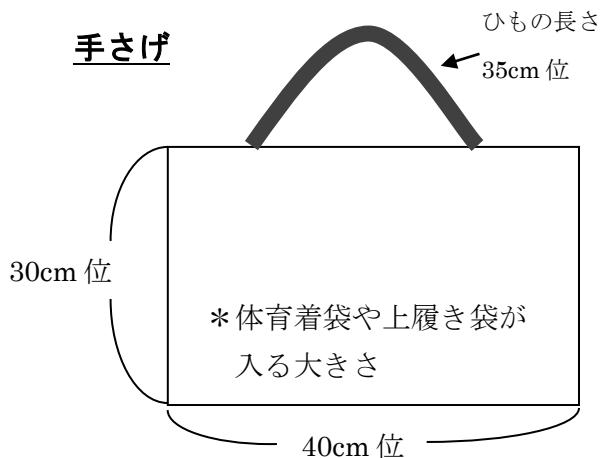
体育着袋



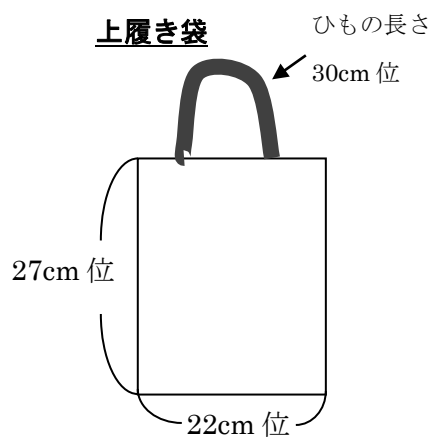
な
ま
え

体育着袋、手さげ、
上履き袋には、外か
ら見えないように、
内側に大きく、名前
を付けて下さい。

手さげ

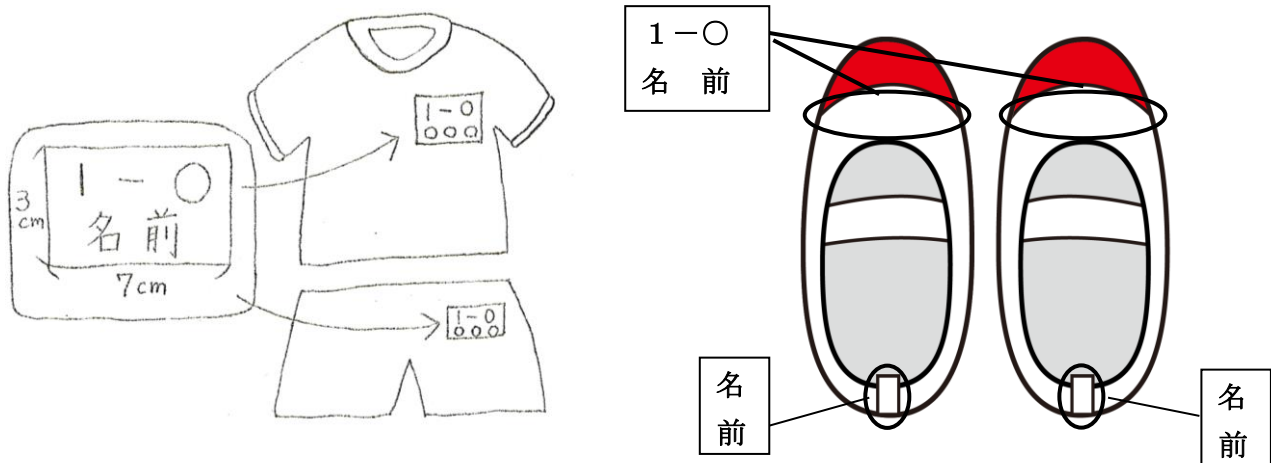


上履き袋



<体育着、上履きの記名について>

上下、左右に分かれるものには、それぞれに記名をしてください。クラスは、分かり次第記入をお願いします。記名箇所は、例示にしたがってください。体育着の校章は必要ありません。



<防災頭巾について>

●防災頭巾（市販されています。）

- ※ 毎月1回の避難訓練でも使用します。
- ※ 事前に出し入れやかぶり方の練習をしておいてください。

●防災ずきんカバーについて

- ・椅子の背もたれにかけて、頭巾を収納するものです。
- ・頭巾の出し入れがしやすいように、カバーを少し大きめにします。
- ・特に、厚い防災頭巾の場合は入りにくいようなので、実際に入れてみるなどして、余裕をもって作ってください。
- ・市販のカバーでもかまいません。

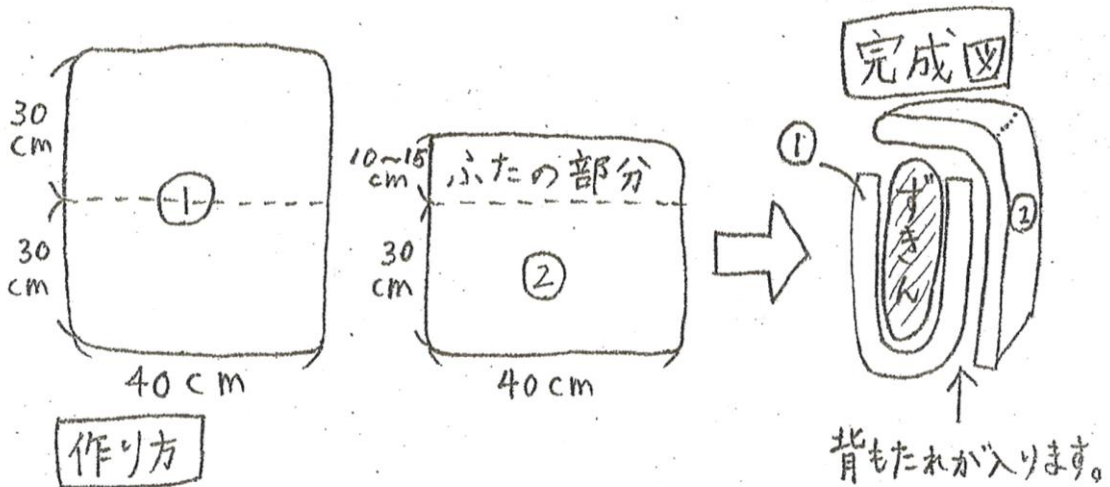
（前ページ、たちかわ洋品店・中溝洋品店で取り扱っています。）

※手作りされる方はp 5の図を参考にしてください。

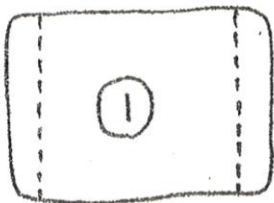
●防災頭巾カバーの作り方

※防災頭巾によって、カバーの大きさは変わります。

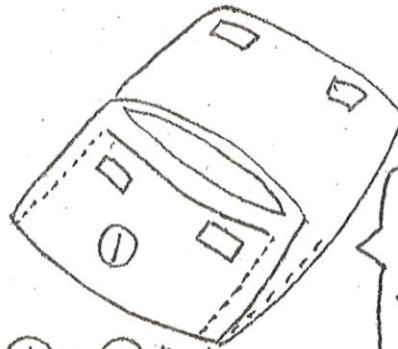
※椅子の背もたれの幅は、40cmくらいです。



作り方

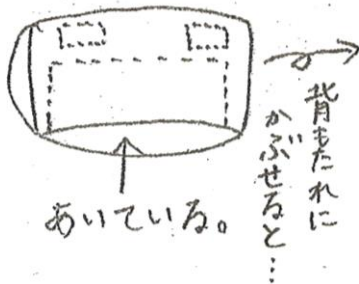


①を二つに折って、ぬい合わせる。(袋状のものを作る。)



①に②を合わせ、マジックテープをつける。

両わきをぬい、合わせる。
※下はぬわずに、あけておく。(背もたれが入ります)



このようにして使います。

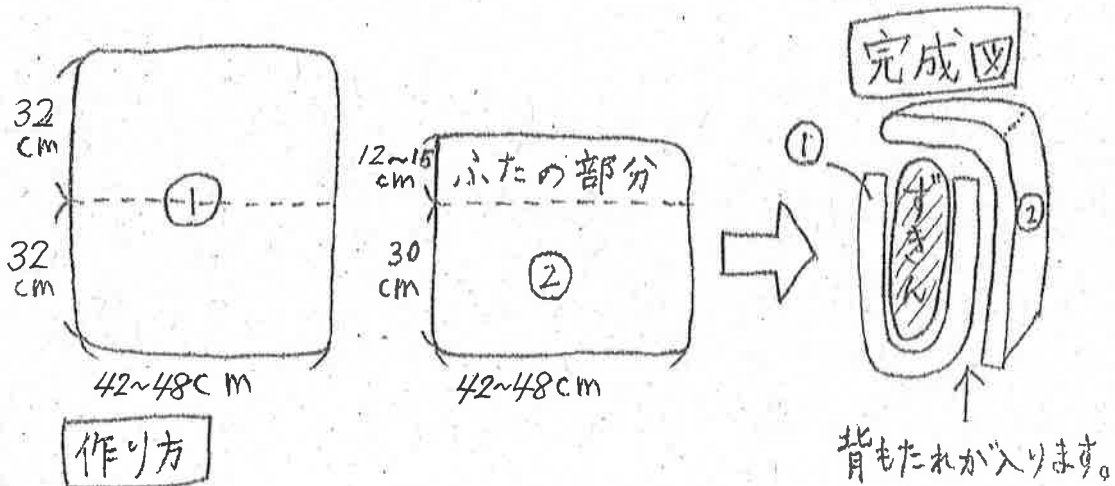
- ★すぐとりはずせるように、少し大きめで。
- ★6年生までのもつような布地で。
- ★名前が分かるように。

4月の保護者会で、鍵盤ハーモニカ、絵の具セットなどの購入についての説明を行う予定です。

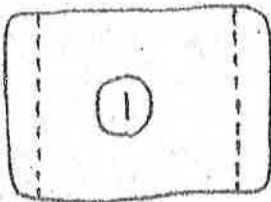
●防災頭巾カバーの作り方

※防災頭巾によって、カバーの大きさは変わります。

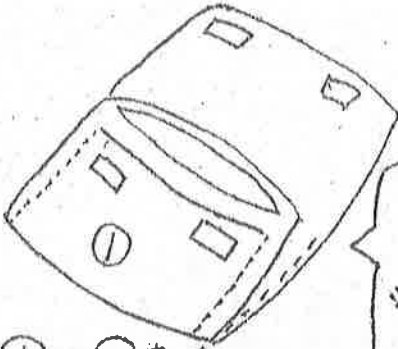
※椅子の背もたれの幅は、40cmくらいです。



作り方

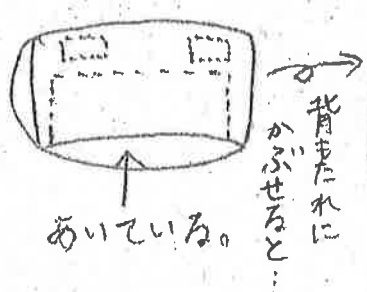


①を二つに折って、ぬい合わせる。(袋状のものを作る。)



①に②を合わせ、マジックテープをつける。

両わきをぬい、合わせる。
※下はぬわずに、あけておく。(背もたれが入ります)



このようにして使います。

- ★すぐとりはずせるように、少し大きめで。
- ★6年生まで"もつ"ような布地で。
- ★名前が分かるように。

4月の保護者会で、鍵盤ハーモニカ、絵の具セットなどの購入についての説明を行う予定です。

3. 楽しい学校生活を送るために

お子さんにとって、小学校入学は人生の新しいスタートであると共に大切な1つの節目でもあります。

- ・一人で（友達と）登下校をします。
- ・新しい友達がたくさんできます。
- ・大勢の上級生と学校生活を共にします。
- ・国語、算数など多くの学習を通して、知識を広げます。
- ・学校教育の一環として、遠足や運動会も友達と力を合わせて取り組みます。
- ・栄養バランスを考えた、おいしい給食があります。

どの子にとっても新しい世界です。不安があるかもしれませんが、ご心配はいりません。すぐに学校生活に慣れていきます。ただし、より良い学校生活を送るためには、入学前に準備しておくことが必要となります。お子さん自身の準備と、保護者の方に準備していただきたいことは以下の通りです。ご協力をお願いします。

(1) 自分で身の回りのことができる。

- ・自分で服を着たり脱いだりでき、短時間にたたむことができる。
- ・靴を左右間違えずに履くことができる。
- ・一人で用足しができ、和洋水洗トイレの使い方も知っている。
(ノックをする。トイレットペーパーの切り方がわかる。水の流し方がわかる。手を洗い、ハンカチで拭くなど。和式トイレの使い方も練習させておいてください。)
- ・朝起きたら、顔を洗う習慣を身に付けている。
- ・うがい、歯みがき、鼻をかむことなどができる。
- ・ランドセルの中に学用品を出し入れすることができる。
- ・名札（安全ピン）の付け外しができる。

(2) 安全な登下校ができる。

- ・道路の横断が正しくできる。
(横断歩道を渡る、信号の見方、渡り方など)
- ・バスの待ち方、乗り方、中での態度、降り方などのマナーを守ることができる。
(停留所の名前、乗ってよいバスの番号や系統などをわかりやすい場所に必ず記入しておく)
- ・通学路(地図参照)に従い、決まった道を登下校できる。
- ・知らない人に声をかけられても、ついていかない。
- ・基本的な登校時間は8時～8時20分です。
(8時20分から朝会や朝の学習が始まるので、**8時10分**にはほとんどの児童が入室しています。)
※不審者等に気をつけるためにも、できるだけ大勢登校する時間帯に登校しましょう。
- ・雨の日のかさの持ち方、開き方、かさをさしての歩き方、閉じ方(きちんと巻いて、ひもで閉じてかさたてにしまう)など安全に気をつけてできる。
※置きがさは、折りたたみのかさで。(折りたたみのかさの使い方も練習しておく。)

入学前に親子で何度も登下校の練習をしておいてください。



(3) 基本的なコミュニケーションができる。

- ・名前を呼ばれたら、「はい」と返事ができる。
- ・自分の名前を読んだり、言ったりできる。(保護者の名前も)
- ・人の話を静かに終わりまで聞くことができる。
- ・話したり聞いたりする時は、相手の顔や目を見て行うことができる。
- ・困ったときや具合が悪いときなどに、伝えることができる。

家庭でも意識的に行ってみましょう。

(4) 規則正しい生活ができる。

- ・早寝早起きができる。
- ・朝食は必ずとる。
- ・朝食後の排便の習慣をつくる。



(5) その他

- ・自分の名前をひらがなで書くことができる。
- ・手を使って細かいことをするのに慣れる。
(はさみで切る、のりをつける、ひもを結ぶ、たたむ、
箸を正しく持つ、角を合わせて折る、セロテープをはる、
正しく鉛筆を持つ、書くなど)
- ・日常使うあいさつ (おはよう・さようなら・
ごめんね・ありがとうなど) が、気持ちよく
言える。



鶴川第一小学校の一年生

長い髪の毛は結んでください

目にかからない前髪

ランドセル横に
地区別シールを
つけた黄色い
ワッペン

名札をつける
(校内のみ)

ポケットには
ハンカチ、
ちり紙

自分でぬぎ着でき
汚れてもいい服

自分ではくことのできる
はきなれた運動ぐつ

※ 名札は 学校内でつけます。

※ 服、下着、くつ下、靴にもはっきりと記名をしてください。

4. 登下校について、欠席連絡等について

(1) 下校別シールの色について

下校時の方面により、シールの色が異なります。お住まいの地区を下の地図でご確認ください。住居と下校方面が異なる場合は、お知らせください。



入学後、交通安全のための黄色いワッペンに、地域ごとの色別のシールを貼りますので、配布されましたらご確認ください。

- ・緑 ……学校周辺（正門を出るとき左へ行く）
野津田動物病院 袋橋方面 新袋橋方面（徒歩）
- ・オレンジ ……山王ガーデン（学校から見て綾部から山王ガーデンに向かう道の右側（西側）、左側（東側）どちらを歩くのか分かるように、右側なら㊦、左側なら㊧と記入してあります。）
- ・黄 ……川島入口バス停 〈野津田バス〉
- ・赤 ……学校周辺（正門を出るとき右へ行く） 鶴中近く 下堤 （徒歩）
- ・ピンク ……岩子山バス停 〈小野路バス〉
- ・青 ……岩子山バス停 〈別所・多摩車庫バス〉

※野津田学童 ……地域別シールの中に『学』とマジックで記入してあります。

※山王ガーデンで学童の児童 ……オレンジシールに **学み** **学ひ** とマジックで記入してあります。

（２） 学校周辺図



※若竹幼稚園前の信号は渡りません。こちらの横断歩道を使います。

※芝溝（鎌倉）街道を渡るときは、綾部入口の信号は渡りません。動物病院前の横断歩道を使います。

※野津田車庫方面のバスに乗る場合は、「川島入口バス停」のみで、「綾部入口バス停」は、使用しません。

(3) 登下校について

- 安全な通学路を考え、決まった道を登下校するようにしてください。
- 通学路は、安全な道を選び、なるべく他の児童が多く通っている道にしてください。
(大蔵方面のセブンイレブンの前は、車の出入りが多いので通らないようにしています。)

- 下校について
 - ・ 入学当初は11：30頃に帰ります。詳しくは、学年便りで連絡します。
 - ・ 入学後1週間ぐらいは、色別のグループになって担任が手分けして途中まで送ります。その後は、色ごとにまとまって下校します。

**入学前に親子で何度も登下校の練習をしておいてください。
(道路の横断の仕方、危険な場所などを親子で必ず確認してください。)**

(4) バス利用について ☆入学前によく練習しておいてください☆

- 自分の利用するバスの行き先や系統(番号)、乗車するバス停、下車するバス停の名前をしっかりと覚えさせてください。停留所の名前や、乗ってよいバスの番号、系統などを定期入れなどの見える場所に記入しておくとうよいと思います。
- バス停での待ち方、バスの乗り方、中での態度、降り方など、一人でできるように練習しておいてください。

(5) 欠席連絡等について

- 入学式当日、担任に伝えておきたいことなどがある場合、メモをして持ってきてください。
- 欠席や遅刻・早退をするときは、下記の方法①②のどちらかをお願いします。
※緊急時以外はできるだけ電話はご遠慮ください。
 - ①連絡帳にその旨を書き、連絡袋に入れて、近所のお子さんに預けてください。
(あらかじめ、連絡帳を預けあえる人を決めておき、連絡帳の表紙裏に、クラス、名前を記入した紙を張り付けてください。用紙は入学後に配布します。)
 - ②配信アプリに8：10までに入力してください。(配信アプリについての詳細は、入学後にお便りでお知らせします。)
- 遅刻の場合は、必ず保護者の方が教室までお子さんに付き添って来てください。
- 早退の場合は、必ず保護者の方が教室または保健室にお迎えに来てください。

5. 週 時 程

2024年度

町田市立鶴川第一小学校

時程	時刻	分	月	火	水	木	金	備考
児童登校	8:00		8:00~8:20					
	8:20							
朝の時間 (朝学習)	8:25	5	移動	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会	小野バス (岩子山) 9:23
	8:40	15	児童朝会 児童集会	朝学習	朝学習なし	朝学習	朝学習	
	8:45	5	朝の会	移動 準備		移動 準備	移動 準備	
1校時	9:30	45	全学年	全学年	水曜1校時 8:25~ 9:10全	全学年	全学年	10:03 10:53 11:43
	9:35	5						12:33
2校時	10:20	45	全学年	全学年	水曜2校時 9:15~ 10:00全	全学年	全学年	13:23 14:13 15:03
中休み	10:40	20			中休み 10:00~ 10:15			15:53 16:43
3校時	11:25	45	全学年	全学年	水曜3校時 10:20~ 11:05全	全学年	全学年	別所バス 13:31 13:50
	11:30	5						14:28
4校時	12:15	45	全学年	全学年	水曜4校時 11:10~ 11:55全	全学年	全学年	14:50 15:28 15:50
給食	12:55	40			給食 11:55~ 12:35全			野田バス (川島入口)
清掃 昼休み	1:10	15	清 掃			清 掃		13:16 13:56
	1:30	20	昼休み		水曜5校時 12:40~ 13:25全	昼休み		14:16 14:56
5校時	1:55	45	全学年	全学年	水曜6校時 13:30~ 14:15	全学年	全学年	15:12 15:29 15:56 16:12
	2:15				2~6年			16:54
	2:20	5	帰りの会 (クラ ブ委員会の日 のみ10分)	帰りの会		帰りの会	帰りの会	
6校時	3:05	45	委員会(45分) クラブ(60分) 2:25~	3~6年	帰りの会 14:15~ 14:25	3~6年	4~6年	2024年2月 現在のバスの 時刻です。今 後、改正され る可能性があ ります。
	3:10	10		帰りの会		帰りの会	帰りの会	
児童最終下校	3:25		3:40		児童下校 14:25	3:40		
	3:40							

6. 学校保健について

(1) 就学時健康診断の結果より

- ・ むし歯等異常疾病が見つかった人は、入学前に必要な治療や検査を済ませておきましょう。
- ・ 予防接種で未接種がある人は入学前に済ませておきましょう。特に「はしか」については、必ず2回接種を済ませておいていただくようお願いいたします。

(2) 登校前の健康観察をお願いします

小学校低学年では、まだ自分の体の不調をうまく感じ取る事ができません。登校前の健康観察をお願いします。(食欲、顔色、寝起きの様子、目やに、便通等) 様子がおかしいと思ったら熱を測ってみてください。体調が悪い場合は無理をせず休養させてあげてください。

(3) 生活習慣と生活リズム

- ① 早寝、早起き、朝ごはん。生活のリズムを守りましょう。
- ② 朝の排便をできるだけ習慣化しましょう。
- ③ 朝起きたら顔を洗い、食後に歯をみがきましょう。
- ④ 食事の前、外出の後、トイレを済ませた後は、手洗いをしましょう。

(4) 体の清潔

- ① つめは短く切りましょう。
- ② ハンカチ、ティッシュを持ってきましょう。
- ③ 毎日、風呂やシャワーで体をきれいにしましょう。
- ④ トイレの後、食事の前には手を洗いましょう。

(5) 学校で体調が悪くなった場合

保健室で休養しても回復しない場合は(1時間程度)、お迎えをお願いしています。仕事中でも連絡が繋がる番号を健康調査票へご記入ください。また、連絡先に変更があった場合は担任を通じてご報告をお願い致します。

(6) ケガについて

- ① 学校で対応するけがの手当では原則その日に学校で起きたけがが対象です。
- ② 医師の診断や治療が必要と思われた時は、すぐに連絡しますので、保険証を持ってお迎えに来てください。場合によっては医療機関で待ち合わせとなります。
- ③ ご家庭で様子を見ていただきたい時は、担任から連絡帳か電話でお知らせします。

(7) 「**秘** 健康調査票」について (※提出→ 4月9日 (入学式翌日))

本日「**秘** 健康調査票」を配布しました。表面の予防接種欄の記入をお願いいたします。裏面にはアレルギーや長期的に服用している薬を記入する欄があります。定期的に受診をしている既往や学校生活で対応が必要な既往がある場合は一番下の欄にご記入ください。

(8) 定期健康診断について (※関係書類の提出→ 4月9日 (入学式翌日))

身長 体重 視力 聴力 内科 眼科 歯科 耳鼻科 心電図 尿検査、結核の検査が、4月から6月にかけて行われます。また、4年生には(希望者のみ)色覚検査を実施します。事前にアンケートや必要な書類の記載(5点)があります。本日配布しましたので、ご記入後ご提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

(9) 「学校において予防すべき感染症」について

学校保健法に基づき「学校において 予防すべき感染症」に罹患した場合は、出席停止とすることが義務付けられています。

- ①町田市では、右記の疾病については、登校する際に医師の証明「登校許可証」が必要です。
- ②インフルエンザ、感染性胃腸炎(ノロウイルス)と診断された場合は、学校で作成した「登校許可願い」に保護者の方が記入し、提出していただきます。

*「登校許可証」「登校許可願い」は学校にありますので、必要時お知らせください。

登校許可証 (医師の証明)

が必要な疾病

- 1 百日咳
- 2 麻疹 (はしか)
- 3 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
- 4 風疹 (三日ばしか)
- 5 水痘 (水ぼうそう)
- 6 咽頭結膜熱 (プール熱)
- 7 結核
- 8 髄膜炎菌性髄膜炎
- 9 流行性角結膜炎
- 10 急性出血性結膜炎
- 11 溶連菌感染症

(10) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

学校管理下のけがについては、災害共済給付制度が適用されます。手引きの巻末資料の「災害共済給付制度のあらまし」をご覧ください。

(11) 全国市長会 学校災害補償保険

町田市では、「スポーツ振興センター災害共済給付制度」のほか、「全国市長会 学校災害補償保険」に加入しています。学校管理下のけがについて、入院が伴う治療を受けた場合に適用されます。詳しくは、手引きの巻末資料「全国市長会 学校災害補償保険の概要」をご覧ください。

(12) その他

小学生は、身体的接触の多い遊びを好む時期です。また、狭い場所で大勢の児童と一緒に生活をしています。動きやすく、安全な服装や髪型にしてあげてください。低学年では、お漏らしもあります。新しいパンツに履き替えることもあります。その際には同じサイズの新しい物を返却してください。(男児用は前開き) その他の衣類等は、洗濯し返却してください。

学校医一覧 (2023 年度)

内科医	村野明子先生 (村野小児科)	野津田町 1 0 8 3 TEL 7 3 5 - 5 7 7 7
眼科医	前田蘭太郎先生 (前田眼科)	鶴川 3—12—19 TEL 7 3 5 - 5 8 5 1
耳鼻科医	馬淵滝男先生 (ねぎし耳鼻咽喉科)	根岸 2—13—1 TEL 7 8 9 - 8 7 3 3
歯科医	藤井久美子先生 (藤井歯科)	本町田 832-27 TEL 7 2 8 - 0 0 2 1
薬剤師	関根克敏先生 (ひので薬局)	金井 3 - 1 7 - 1 3 TEL 7 3 7 - 4 0 9 0

※ 年度初めに交代となる場合があります。新年度にご確認ください。

7. 学校給食について

(1) 低学年の食に関する指導の目標

- 食べ物に興味関心をもつ。
- 好き嫌いせずに食べようとする。
- いろいろな食べ物の名前がわかる。

(2) 給食の内容

- ◎給食の開始時期については、現在、1年生は4月18日(木)からの予定になっています。
(2年生以上は、4月11日(木)より開始予定)
※変更の可能性あり

(3) 給食費について

- 1 食の給食費
- 1 年生・2 年生・・・ 2 3 0 円
- 3 年生・4 年生・・・ 2 4 5 円
- 5 年生・6 年生・・・ 2 6 5 円

☆町田市学校給食および学校教材等に関する
手続きはお済でしょうか？

オンラインでの申し込みの締め切りは、**2024年
2月29日(木)です。**

書面による手続きを希望される方は受付にお申し出ください。

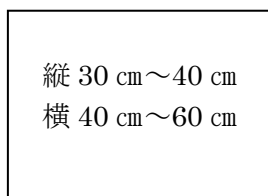
- ・給食費は、公会計化となり町田市が管理しています。
詳細については、保健給食課より送付されている学校給食のしおりをお読み下さい。

(4) 給食指導のお願い

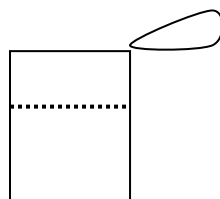
- ・給食時間 12:15 ~ 12:55
- 準備 15分
- 食事 20分 } 40分
- 片づけ 5分
- ・決められた時間内に食べ終わるようにご家庭でもご指導ください。
- ・給食当番は、白衣は使用せず(白衣の共用を避けるため)自分のエプロンを着用します。
給食当番が終わりましたら持ち帰りますので、洗濯をお願いします。

(5) 準備するもの

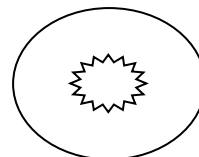
- 毎日(ランチョンマット、手ふき用ミニタオル、袋)
- ・食事の時に机の上にランチョンマットを敷きます。(サイズは下の図を参考に)
ランチョンマットと手ふき用ミニタオルは毎日持ち帰って、洗濯をお願いいたします。
3~4枚ご用意ください。市販品でもかまいません。
- 給食当番の時(エプロン、給食用帽子、マスク、袋)
- ・帽子は、市販のものでも、手作りでも構いません。100円ショップでも売っています。
これらを入れる袋(巾着袋)もご用意ください。



・ランチョンマット



・袋(内側に名前を書いてください)



・給食用帽子

・マスク

・手ふきタオル

9. 特別支援教育について

町田市立鶴川第一小学校

特別支援教育部

「特別支援教育」とは、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する教育です。児童一人一人の教育的ニーズを把握し、児童のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うものとなっています。

大切なことは、①学校の中で可能なかぎり早期に気が付くこと、②早期に対応を始められること、③組織として支援できる校内体制を作ることとし、本校教職員が一体となり取り組んでいます。

そのため、担任等から保護者の皆様へ連絡をさせていただくこともあります。すべての児童が充実した学校生活を送るため、どうぞご理解くださいますようお願いいたします。

(1) スクールカウンセラー

週1回相談日があり、保護者や児童はスクールカウンセラーと面談することができる。担任やコーディネーター、副校長を窓口として面談の希望を受け、日程調整を行う。

(2) 校内支援員

本校は1名配置されており、学習の支援や生活の支援を行っている。学級や児童の実態により、学校の判断で学校支援員を置く。

(3) 通級指導学級

対象・・・通常の学級に通うことができる児童

・サポートルーム（週2時間）

○知的な遅れはないものの、発達のアンバランス、多動のため、学習に困難がある児童

○社会性、言語能力、情緒面などの問題により、対人関係や集団の適応に困難が見られる児童

○ある決まった場所や場面でほとんど口をきかない、チック等が出るなどの状態が見られる児童

※上記に限らず、「落ち着きがない」「感情のコントロールができない」「身の回りの整頓ができない」など心配があれば、相談を受け入れています。

指導内容

小集団での活動を通して、自分の考えを伝えたり相手の考えを受け入れたりすること、気持ちや行動をコントロールすること、困ったときの解決の方法などを学ぶ。また、個別指導で、一人一人の課題に応じた学習（教科の補充ではありません）に取り組む。

・ことばの教室・きこえの教室・ひとみの教室（週1～2時間）

○言葉の発音が気になる、音読がたどたどしい。

○聞こえ方や見え方が気になる。など

(4) 通級指導学級への入級手続き

① 担任は、児童の情報収集を行う。

② 校内委員会を開き、児童への支援策を検討し、通級による指導の必要性を判断する。

③ 保護者・担任・コーディネーターの3者で入級について合意形成を行い、入級願等の記入を行う。また、保護者に対して説明を行う。

④ 保護者の見学日程調整を行う。教育センターは発達検査の日程調整を行う。

⑤ 児童は通級指導の体験を行う。

(5) 特別支援教育校内委員会の活動

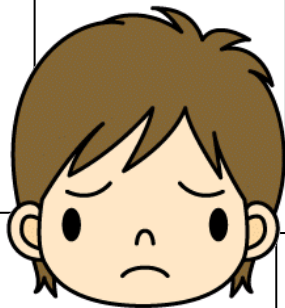
- ①目標・・・人間に対する信頼をもたせる。(大人っていいな。困った時に自分から援助を求める。)
- ②児童理解・・・衝動性、固執性等本人の意思のコントロールを超えているため叱責するだけでは改善は望めない。
⇒改善できる方法を探っていく。
- ③配慮事項・・・学校は集団教育の場であり個別教育の場ではないため特別扱いはしない。
ルールを明確にする。ルールを変更する際は変更の理由を明確にし、予め伝える。
行動を決定させる際には、同じ方向で2択をさせる。
例) トラブルがあって活動から離脱したら、
A.今謝って活動に参加しますか? B.今はお休み、後で謝りますか。
注意の際には、否定形ではなく次の行動につなげられるような表現をする。
例)「走ってはいけません。」→「歩きましょう。」
「おしゃべりをやめなさい。」→「しずかに聞きましょう。」
興奮していたら、時間をおいて興奮がおさまるのを待って声をかける。
家庭に協力を得る。やり遂げた実感がもてるもの、継続できるものを選ぶ。

自閉症スペクトラム障害 (ASD)

- 独特な言葉づかい
- 言葉をその通りに受け取る。
- 相手の気持ちや、場の空気を読み取りにくい。
- 気持ちの切り替えが苦手。
- 興味関心の幅が狭くて、深い。
- 同じ動きを繰り返す。
- 感覚が敏感、鈍感
- 不器用

注意欠如多動性障害 (ADHD)

- 1つずつのことがきちんと終わらない。
- 集中が続かない。もしくは集中しすぎる。
- 忘れっぽい。
- 動きたい欲求を我慢できない。
- しかられやすい。



学習障害 (LD)

- 文字を目で追う、じっと見つめるのが苦手
- 言葉としてまとまりを意識して読めない。
- 文字の形、大きさのバランスが悪い。
- 不器用で鉛筆をうまく使えない。
- 書き写すのが難しい。
- 必要な音や声を聞きとるのが苦手
- 言いたいことを整理して言葉にできない。
- 計算、図形が苦手
- 予測・推測するような課題が苦手

発達性協調運動障害 (DCD)

- 乳児期から基本的な運動発達が遅れる。
- 力の加減が難しく、動きがぎこちない。
- 指先や手で持つ道具の操作がうまくいかない。
- いくつかの動作を一緒に行うことが難しい。

実際には、複数の特徴が重なって表れる場合が多いです。

10. 事務室から

【バス通学について】

※詳細は [通学費補助金のご案内](#) をご覧ください。

町田市では、ご案内に記載されている対象となる方に、通学定期代金の一部を補助する制度があります。通学定期券を購入するには、公的証明書（健康保険証等）が必要です。バス通学をされる方は、下記の手続き方法で申請をお願いいたします。

① 定期券発売窓口で「健康保険証等」を持参の上、定期券を購入してください。



② 定期券購入後、各学期末までに「通学費補助金申請書」を事務室へご提出ください（1年生のはじめのうちは、教室で担任が確認します）。その際、定期券購入期間と金額の確認のため、発売窓口で発行されるIC定期券内容控等のコピーを申請書に添付してください。

※「通学費補助金申請書」は、定期券購入後、速やかに提出をお願いいたします。

特に、夏休み、冬休みがあけてから前の学期分を申請されますと、口座へのお振込みが、各学期の標準的な振込み時期より大幅に遅くなることがありますので、ご注意ください。なお、新学年になってから、前学年のときに購入した定期券代金の補助申請はできませんので、3学期は特にお気をつけください。

※就学援助費受給の方は、そちらからの通学費補助がありますので、対象になりません。

【就学援助について】

※詳細は [就学援助費制度のご案内](#) をご覧ください。

申請書につきましては、入学後4月上旬にお渡します。

お問い合わせ

町田市教育委員会 学務課 042-724-2176

町田市立鶴川第一小学校 事務室 042-735-1234

つるかわだいいちしょうがっこう せいかつ
鶴川第一小学校 生活のきまり

こうないせいかつ
1 校内生活

とうげこう かん
登下校に関すること



とうこう げこう じこく まも
(1) 登校、下校の時刻を守ろう。

※ 8:00から8:15は校庭であそぶことができる。外遊びをしない場合は、7:45～8:15は教室で静かに読書か学習。この時間にふざけた子は、早く登校はできない。）

* 登校 8:00 ～ 8:20

* 下校 月・火・木・金 → 15:40 まで

水 → 14:25 (4時間授業のとき13:10)まで

(2) 通学路を必ず通って寄り道をしないで帰ろう。綾部入口の横断歩道で芝溝街道をわたりません。

(3) 横断歩道をわたるときは、かならず止まって右左を見て横断しましょう。

(4) ランドセルなどで登校しましょう。忘れ物は取りに帰りません。

(5) バス通学の人、バス停のまわりやバスの中では絶対に遊んではいけません。ならんで静かにバスを待ち、ほかのお客さんに迷惑をかけないようにしましょう。

(6) 登下校の時は、コンクリートの部分(犬走り)を必ず歩きましょう。校庭を横切りません。

あそ かん
遊びに関すること

あそ
(1) 遊んではいけないところ

こうしゃ うら ろうか あ きょうしつ がくどうちゅうしゃじょう
 ・校舎の裏 ・廊下 ・空き教室 ・学童駐車場
 べらんだ たいいくかんうら おくじょう とイレ びろてい
 ・ベランダ ・体育館裏 ・屋上 ・トイレ ・ピロティ
 こうしゃない ぼーる あそ



(2) 校舎内では、ボール遊びはできません。

(3) ボールが外に出た場合は、先生に連絡しましょう。自分で取りに行きません。

(4) 遊具から離れて、ボールを使いましょう。

(5) サッカーなどのボールをける遊びではなく、投げる遊びをしましょう。

(6) 帰りの会が終わったら、速やかに下校しましょう。放課後、校庭では遊べません。

(7) 学童や学童の駐車場では、遊べません。

(8) 校庭には、昇降口で靴を履き替えて、歩いて出ましょう。

(9) 校庭で遊べないときは、教室か図書室で静かにすごしましょう。ろうかやほかのクラスの教室では遊べません。

あつか かた ものの扱い方

- (1) 持ち物には、**かならず、学年、組、名前をはっきり書きましょう。**
- (2) みんなで使うものは、もとにあった**場所に戻しましょう。**
- (3) **学習に必要なではないものは、持ってきません。**(特にお金、アニメのカードゲーム、マンガなど)
- (4) **靴や上履きのかかとは踏まずに歩きましょう。**
- (5) **置き傘は教室に置きましょう。**
- (6) クロームブックは**学校から貸し出された**ものです。持ち運ぶときは**両手で持って、登下校はケース**に入れます。**大切に**使しましょう。
- (7) 学校のクロームブックは**学習に使用**します。学習とは**関係ない目的**では使いません。
- (8) パソコンやスマートフォンは**家の人と1日に使う時間**や**目的**を決めて使しましょう。

その他

- (1) **職員室には必要**なとき以外は**入りません**。入る**必要がある**ときは、入る**ときのルール**を守りましょう。
- (2) **教室移動**は、**ならんで静かに歩**きましょう。(教室の中で**並ぶ**。)廊下は**走らない**。
- (3) **予鈴で遊び**をやめて、次の**授業の準備**をしましょう。
- (4) 下校後、**忘れ物**などをして校舎に入るのは**禁止**です。どうしてもという時には、**学校に電話**をかけ、**保護者**の人といっしょに**取り**に来てください。教室に入る時は**かならず**、**先生や管理員**さんに**こと**わってから**入り**ましょう。
- (5) 廊下は、**ぜったい**に**走らず**、**右がわ**を**静かに歩**きましょう。
- (6) **ベランダ**に出ては**はい**けません。
- (7) **体育着**の**シャツ**は**ズボン**に**しま**いましょう。体育の時は、**ファスナー**や**フード**のない**上着**を**着**ましょう。
- (8) **休み時間**に**外で遊**べないときは、**けん玉**や**トランプ・ウノ**を**持**って**き**ても**よ**いです。

こうがいせいかつ 2 校外生活

- (1) **帰宅時刻**を守りましょう。
町田市のチャイム(愛の鐘)を合図に帰ろう 3~9月...5時30分 10~2月...4時30分
- (2) **知らない人**について**行**かないように**し**ましょう。
- (3) **危険な遊び**は、**絶対**にしては**はい**けません。
 - ・自転車ふたりのの二人乗り
 - ・火遊び
 - ・エアガン
 - ・道路でのキックボード・スケートボード
 - ・石けりや石投げなど
- (4) **ゲームセンター**などには**子供**だけでは**行**きません。
- (5) **自転車**に乗る場合は、**ヘルメット**をかぶ**り**ましょう。
- (6) **他人**の家の庭や敷地に入**っ**て**遊**んでは**はい**けません。
- (7) **川**で**遊**ぶ場合は、**必**ず**大人**の人と**一**緒に**行**き、**危険な遊び**方は**絶対**にしては**はい**けません。
- (8) **電話**で、お友だちや知り合**い**の**電話番号**や**住所**を聞かれても、**教**えては**はい**けません。

独立行政法人日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」のあらまし

町田市教育委員会

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちが学校管理下で事故にあい、負傷したり、不幸にして亡くなられた場合、医療費・障害見舞金・死亡見舞金などが支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)と災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付制度は、国・学校設置者(市)・保護者の三者による互助共済制度で、町田市では保護者の方々に負担をかけないよう、市が掛金を支払い全員の加入手続きを行っています。特に申し出がない場合は、加入について御同意をいただいたものとさせていただきます。

皆様方にこの給付制度へのご理解とご協力をお願いし、以下あらましをお知らせします。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下(各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。)における、児童生徒の負傷(骨折、打撲、やけどなど)、疾病(熱中症、異物の飲み込み、漆等による皮膚炎など)に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円(500点)以上のもの	医療費 ・療養に要した医療費総額の4/10
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円(500点)以上のもののうち、 文部科学省令で定めるもの (・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・溺水 ・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病等)	療養に要した費用(健康保険の自己負担分・医療費総額の3/10) + 療養に伴って要した費用(医療費総額の1/10) ・高額療養費の対象となる場合 自己負担額(所得区分により限度額が定められている。) + 療養に伴って要した費用(医療費総額の1/10) ・入院時食事医療費の標準負担額がある場合 入院時食事医療費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区別される)	障害見舞金 4,000万円(第1級)～88万円(第14級) 〔通学中の災害の場合は2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕 運動などの行為と関連のない突然死 死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕

【給付基準】

- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、**初診から最長10年間**行われます。
- 上表の「療養に要した医療費総額」とは、健康保険診療でいう10割分のことで、「5,000円(500点)以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(調剤薬局での支払いや、数ヶ月にわたった場合の治療費の合計)が5,000円(500点)以上のものをいいます。
- 給付を受ける権利は、その**給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。例えば医療費については、病院等を受診した月から2年以内に請求しないと月ごとに時効となります。**
- 医療費の支給範囲は、健康保険各法の規定による医療給付の範囲を基準にすることとされています。**保険外診療に当たる医療費、差額ベッド代、文書料、交通費、選定療養費等は給付の対象となりません**のでご注意ください。

学校の管理下とは

災害共済給付の対象となる「学校の管理下」は、次の場合とされています。

- ① 授業中
- ② 学校の教育課程に基づく特別活動中(児童生徒活動・クラブ活動・儀式・遠足・修学旅行など)
- ③ 学校の教育計画に基づく課外指導中(移動教室・部活動・夏休み水泳指導・学校行事など)
- ④ 休憩時間中
- ⑤ 通学中(学校の指定した通学路をいつもの方法で通学する場合)

給付の対象とならない場合

交通事故、飼い犬にかまれた等の第三者行為による場合は、原則として医療費全額を加害者が負担することになっていますので、給付の対象となりません。

(第三者行為で病院にかかる場合は、加入している健康保険の担当者にご相談ください。)

学童保育に通っている児童

「学校から学童保育クラブ」・「学童保育クラブから自宅」までの災害は、通常の経路・時間帯であれば通学中として扱われますが、学童保育滞在中(保育中)は対象外です。

要保護世帯の児童生徒の給付金

要保護世帯の児童生徒は生活保護法による医療扶助が受けられるため、災害共済給付の医療費は給付されません。生活援護課で手続きをしてから医療機関にかかるようにしてください。

ただし、障害見舞金、死亡見舞金については、給付対象となります。

給付金の請求と支払い

児童生徒が給付対象となる災害を受けた時は、療養点数や内容を記入する用紙「医療等の状況」等を学校から受け取り、その用紙に治療終了時(長期にわたるときは月ごと)に医療機関から必要事項の証明を受け、給付金受取先口座を記入した「振込依頼書」を添付して学校へ提出してください。

医療機関によっては、「医療等の状況」等の証明にあたって文書料(保護者負担)が発生する場合がありますので、必ず事前に確認のうえ受診してください。

「医療等の状況」等の申請書類は、学校から市教育委員会を経由し、センターに提出されて審査を経て給付決定(または不備決定・不支給決定)を受けることになります。給付金のお支払は「振込依頼書」に記載いただいた保護者口座へ町田市(町田市会計管理者名義)から振込となります。学校へ用紙を提出されてから給付金をお受取りになるまでの期間は、通常3ヶ月程度です。

なお、審査で不備となった場合は、申請書類はいったん返却され、確認や書類修正のうえ再度申請が必要です。医療機関に確認いただく等、お手数をおかけすることもあるかもしれませんが、あらかじめご了承ください。

親・子等の医療助成制度の利用について

学校管理下で発生した負傷・疾病の医療費総額が5,000円(500点)以上であれば、健康保険の自己負担分+加算分を災害共済給付制度から給付を受けることができるため、**親・子医療制度**よりも災害共済給付制度が優先となりますので医療証を使用せず受診し、災害共済給付の申請をしてください。**親・子医療制度**と災害共済給付制度から重複して給付を受けた場合、重複分を返還していただく必要がありますのでご注意ください。)

学校管理下の負傷等と認められなかったり、医療費総額が5,000円(500点)未満だった場合等、災害共済給付の対象とならなかった場合は、**親・子医療制度**からの支給を申請することで医療証による助成分を事後に受け取ることができます。(都外の医療機関を受診したときと同様の手続き)

※**親・子医療制度**の事後給付手続き先：町田市役所子ども総務課(TEL 042-724-2139)

給付決定に関する不服審査請求について

給付決定に対して不服がある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、センターに対して不服審査請求ができます。

その他

この「あらまし」は概要をお知らせするものです。給付については、個々の請求ごとにセンターの審査により決定されます。詳細については、センターのホームページをご覧ください。

※日本スポーツ振興センター「学校安全Web」 <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

「全国市長会」 学校災害補償保険の概要

町田市教育委員会
2023年1月改訂

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちの学校管理下での負傷等に対する医療費等が支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。さらに保護者の皆様の負担を減らすため、日本スポーツ振興センターの上乗せの保険となる「全国市長会」学校災害補償保険に加入しています。

学校災害補償保険は、全国市長会が保険契約者となり、加入を希望する市をとりまとめ一括して保険会社と契約を結び、市が掛金を負担し、全員の加入手続きをしています。

なお、これは概要をお知らせするチラシです。すべての保険内容が掲載されているわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

◎補償保険の対象となる災害

学校の管理下(日本スポーツ振興センターの規定に準拠)にある者(児童生徒の他、第三者を含む)について急激かつ偶然な外来の事故により死亡や傷害の事故が発生した場合において、保険金が支払われます。補償保険金は日本スポーツ振興センターの給付金と併給されます。

※第三者は保護者や住民等をいいます。

◎日本スポーツ振興センターとの違い

日本スポーツ振興センターの場合は、医療費が5000円(500点)以上のものが対象ですが、学校災害補償保険は、医療費の額にかかわらず事故の日から180日以内の入院(1日以上のもの)が対象となります。

※通院のみでは対象となりません。

◎保険期間

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までの1年間です。年度ごとに契約の更新を行うため、事故の発生した年度の契約内容に基づいた補償となります。(今後、契約内容の変更があった場合下記の保険金額が変更となる場合があります。)

◎補償保険の保険金額

(1)死亡補償保険金額 100万円

事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額の全額が支払われます。

(2)後遺障害補償保険金額 4～100万円

事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合、その程度により死亡補償保険金額の4～100%の保険金額が支払われます。

(3)入院補償保険金額

入院日数に応じて1～5万円が支払われます。(事故の日から180日を経過するまでの間に入院)

<入院補償保険金の保険金額>

入院補償保険金	
入院日数	保険金額
1日～15日	10,000円
16日～30日	20,000円
31日～60日	30,000円
61日～90日	40,000円
91日以上	50,000円

※事故発生から180日以内に入院した日数が対象となります。

※保険金額は1日あたりの額ではありません。(例:入院日数が1日の場合でも15日の場合でも支払われる保険金額は10,000円です。)

※原因事故が複数ある場合でも同一日の入院はいずれかの事故の入院日数として計算します。(同じ日について重複支払はありません)

◎補償保険の対象とならない場合

故意・病気・地震・変乱暴動などによる事故は対象になりません。
また、継続的に負荷がかかり発症した傷病は対象になりません。

◎学童保育に通っている児童

学校から学童まで、学童から自宅までは対象になりますが、保育中は対象外です。

◎要保護世帯・マル子・マル親・自由診療の場合

対象となります。

◎保険金の請求と支払

学校管理下の事故で入院したときは学校に申し出てください。学校から必要書類をお渡します。
記入していただく書類は以下の3点です。

「保険金請求書」・「入院通院申告書」・「同意書」

「入院通院申告書」には入院日・医療機関名等の記入が必要になります。

入院が終了後(または事故から180日経過後)にご記入のうえ、学校へ提出してください。

※書類の提出によって保険金の支払が確定するということではありません。

※保険会社から、医師の診断書の提出を求められる場合があります。(その際の文書料は保護者負担となります)

※保険金の支払は「保険金請求書」に記入していただいた口座に損害保険ジャパン株式会社から

振込となります。書類の提出から保険金支払まで3ヶ月程度期間をいただきます。